

令和2年10月9日

第4回水俣市農業委員会

第4回水俣市農業委員会

- | | | | | | | | | | |
|---|----------|--------------------|------------------|---------|-----|---------|--|--|--|
| 1 | 開催場所 | 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」 | | | | | | | |
| 2 | 開催日時 | 令和2年10月9日 | | | | | | | |
| | 開会 | 9時30分 | | | | | | | |
| | 閉会 | 10時57分 | | | | | | | |
| 3 | 出席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 12名 | 1番 | 坂本 隆司 君 | 9番 | 廣島 康雄 君 | | | |
| | | | 2番 | 松田 時義 君 | 10番 | 松本 公昭 君 | | | |
| | | | 3番 | 森口 信二 君 | 11番 | 淵上 正嗣 君 | | | |
| | | | 5番 | 田畑 和雄 君 | 12番 | 前田 仁 君 | | | |
| | | | 6番 | 金田一充章 君 | 13番 | 戸次 治夫 君 | | | |
| | | | 7番 | 稲田 祐市 君 | 14番 | 元村 善二 君 | | | |
| | 推進委員 | 12名 | 15番 | 平松 明子 君 | 23番 | 山口 初憲 君 | | | |
| | | | 16番 | 蒔元 政廣 君 | 24番 | 池田 郁雄 君 | | | |
| | | | 17番 | 竹下 正治 君 | 26番 | 森下 義孝 君 | | | |
| | | | 18番 | 竹本 孝幸 君 | 27番 | 下鶴 信雄 君 | | | |
| | | | 19番 | 山内 秋光 君 | 28番 | 古里 君広 君 | | | |
| | | | 20番 | 溝口 幸一 君 | | | | | |
| | | | 21番 | 安田 昌一 君 | | | | | |
| 4 | 欠席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 2名 | 4番 | 山澤 親徳 君 | 8番 | 中村 清治 君 | | | |
| | 推進委員 | 2名 | 22番 | 坂口 新一 君 | 25番 | 原田 隆義 君 | | | |
| 5 | 議事日程 | | | | | | | | |
| | 第1 | 議事録署名委員の選出 | | | | | | | |
| | 第2 | 報告事項(1) 合意解約通知について | | | | | | | |
| | | 議第14号 | 現況農地認定について | | | | | | |
| | | 議第15号 | 農地法第3条の許可申請について | | | | | | |
| | | 議第16号 | 農地法第4条の許可申請について | | | | | | |
| | | 議第17号 | 農用地利用集積計画の申出について | | | | | | |
| 6 | 農業委員会事務局 | | | | | | | | |
| | 局長 | 本田 聖治 | | | | | | | |
| | 局次長 | 大川 尊 | | | | | | | |
| | 参事 | 本村 広揮 | | | | | | | |
| | 参事 | 松原 真樹 | | | | | | | |

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より第4回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は12名です。欠席は4番、山澤委員、8番、中村委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、9番、廣島委員、10番、松本委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員の出席は12名で、欠席は、22番の坂口委員、25番の原田委員です。 それでは、報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、3番、森口委員にお願いします。</p>
<p>3番委員 (森口信二君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知について、でございます。 議案書は、1ページになります。 貸人、借人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由といたしましては、借人が高齢となり、耕作ができなくなったため、合意解約したものです。 この合意解約した農地につきましては、新たな借手が既におられまして、後程、議第17号において、御審議いただくこととなっております。 位置につきましては、2ページに示しております。 以上で報告事項を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、ただいまより議事に入ります。</p>

	<p>本日は、利用権のほうが59件入っておりますので、スムーズな進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>議第14号、現況農地認定について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
14番委員 (元村善二君)	はい、議長。
議長	はい、14番、元村委員。
14番委員	<p>おはようございます。</p> <p>それでは議第14号、現況農地認定について、を説明いたします。</p> <p>番号1、申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>現在の土地の状況ですが、平成21年頃から耕作を行い、農地として利用しております、玉葱を作っております。</p> <p>場所は議案書の5ページです。</p> <p>現況は非常によろございます、本年も玉葱を作るという事で、現在、現地に入っておりますので問題ないと思います。</p> <p>よって、農地法第2条第1項に該当しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
11番委員 (淵上正嗣君)	はい、議長。
議長	11番、淵上委員にお願いします。
11番委員	<p>現況農地認定の2番について、説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>土地現況の詳細は、昭和55年頃から耕作を行い、農地として利用しているとのことです。</p> <p>申請地は、7ページです。</p> <p>8ページに写真がありますが、現地は昭和55年に山林を開墾して、翌年から甘夏の栽培を始められたとのことです。</p> <p>現在は甘夏とデコポンを中心に耕作されているそうです。</p> <p>申請人は定期的に耕作に来ておられ、よく管理された樹園地ですので、農地として何ら問題ないと思われれます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長。

議 長	はい、10番、松本委員。
10番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第14号、現況農地認定についての番号3を説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりで、お茶園になっております。</p> <p>平成26年頃から耕作を行い、農地として利用しているということです。</p> <p>場所は9ページです。</p> <p>現状の写真は10ページに載っておりますが、平成26年頃からですので、立派な茶園になっております。</p> <p>10月5日に、私と農地利用最適化推進委員の原田さんと事務局2人として現地の確認を行いました。</p> <p>現地は写真でもわかるとおり、お茶園になっており、農地法第2条第1項の規定を満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上で終わります。</p>
議 長	担当地域の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はありませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第14号、現況農地認定については、認定してもよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第14号、現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第15号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>

6 番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議 長	はい、6 番、金田一委員をお願いします。
6 番委員	<p>議第 1 5 号、農地法第 3 条の許可申請について、説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書 1 2 ページの 1 番に記載のとおりです。</p> <p>申請地の土地所在地は 1 2 ページ、地図は 1 3 ページのとおりで、面積は 1, 9 7 4 m²。</p> <p>現地調査を 1 0 月 5 日に事務局 2 名、譲受人の母親、行政書士事務所の方、推進委員と私の 6 名で行いました。</p> <p>周辺は、遊休農地もあるものの、全体として農地としての活用がなされているところです。</p> <p>申請地は、譲受人の家に近く、すでに藪払いが済んで、これから整地の工程に入るとのことでした。</p> <p>譲受人は専業農家で、耕作面積は既に 3 0, 4 1 6 m²と広いのですが、常時、親戚の男性を 2 名雇い、無農薬栽培で生協や業者に販売をしているそうです。申請地には今後、レモンを植える予定だそうです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項に該当する事案が見受けられないので、許可要件は満たしているものと思われます。</p> <p>御審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 1 5 号、農地法第 3 条の許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 1 5 号、農地法第 3 条の許

	<p>可申請については、許可することと決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第16号、農地法第4条の許可申請について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
11番委員	はい、議長。
議長	はい、11番、渕上委員をお願いします。
11番委員	<p>議第16号、農地法第4条の許可申請について、説明します。</p> <p>申請人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設、転用理由、申請地は日当たりがよく申請人の実家の近くであるため管理がしやすい。</p> <p>環境保全に役立つ施設として、太陽光発電施設を設置する。</p> <p>申請地は16ページです。</p> <p>10月5日、事務局と申請人、行政書士と現地調査を行いました。</p> <p>隣接地は山林と水田となっておりますが、水田は10年ほど作付けされていません。</p> <p>雨水につきましては、谷になっている水田の用水を利用するとの事で、現地調査の結果、農地法第4条の転用に係る許可基準により、太陽光発電施設を設置しても問題ないと判断して参りましたので御審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>続けて、農地法第4条許可申請の2番について説明します。</p> <p>申請人は同じです。</p> <p>申請地の土地の所在は議案書のとおりです。</p> <p>転用目的、太陽光発電施設。</p> <p>転用理由、申請地は日当たりがよく申請人の自宅の近くであるため、管理がしやすい。</p> <p>環境保全に役立つ施設として、太陽光発電施設を設置することです。</p> <p>申請地は18ページ。</p> <p>10月5日に事務局、申請人、行政書士と現地調査を行いました。</p> <p>隣接地は樹園地ですが、太陽光発電設備を設置しても問題ないと判断して参りました。</p> <p>雨水につきましては、現在の自分の発電設備の側溝に繋ぎ込むそうです。</p> <p>現地調査の結果、農地法第4条の転用に係る許可基準によ</p>

	<p>り、太陽光発電施設を設置しても問題ないと判断して参りましたので御審議のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があればお願いたします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
2 番委員 (松田時義君)	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、2 番、松田委員。</p>
2 番委員	<p>質問いたします。</p> <p>1 番、2 番の工事費について、個人でされると思いますけれども、残高証明書添付、融資証明書添付とありますが、本当に銀行がオーケーしたのでしょうか。お聞きします。</p>
事務局	<p>今のご質問ですけれども、残高証明はご本人さんの通帳の写し、それと、融資証明につきましては、金融機関ではなく融資会社さんで、東京都知事認定の株式会社の融資証明が工事費を上回る額で添付されているところです。</p>
2 番委員	<p>工事費が多くかかりますが、果たして大丈夫かなという感じがしますけれども、本人が大丈夫とおっしゃれば大丈夫だと思いますけれども、ちょっと心配な部分があります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
1 3 番委員 (戸次治夫君)	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、1 3 番、戸次委員。</p>
1 3 番委員	<p>事業面積が転用面積の倍以上、2 番の方はかなり多いんですが、地図の周りの白くなっている部分を含んだものが事業面積</p>

	ですか。
事務局	今の御質問ですけれども、18ページの地図の中で周りの太線の黒枠で囲ってある土地、ここが事業面積となっております。
13番委員	ここは農地とは関係ない土地ということですね。
事務局	農地ではないです。山林となっております。
3番委員 (森口信二君)	はい。
議長	はい、3番、森口委員。
3番委員	排水関係ですけれども、1番について、転用面積は2,222㎡、事業面積は4,249㎡です。図面上は詳しく、溜枡を3個造って流れを作っているんですけども、この先で受ける受水管は大丈夫なんですか。 1番も2番も一緒ですけれども、2番は特に大丈夫かなと思うんですけどどうでしょうか。
事務局	排水ですが、1番に関しましては、横が申請人の所有の水田なんですけれども、ここは休耕地となっていて、こちらに入っていきます。更にその横に水田用の谷が流れておりますので、排水は、そちらに流れていく形になります。 2番目の方ですが、周りにソーラー施設がかなり大きく広がっている状況です。そこの下に大きい調整池がありまして、最終的にそこに繋がっていくような形で排水をとるということです。 既に調整池から既存のソーラーまでの側溝があります。そちらの方に繋げて流すということです。
議長	他にありませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第16号、農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。

	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第16号、農地法第4条の許可申請については、許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第17号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>まず、1番から56番までの議案を審議した後、57番から59番までの議案を審議します。</p> <p>それでは、1番から56番までについて、説明をお願いします。</p> <p>1番については、関係委員が欠席しておりますので、事務局から説明をお願いします</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第17号、農用地利用集積計画の申出についての1番につきましては、関係委員が欠席しておりますので、事務局から説明申し上げます。</p> <p>利用権設定番号1でございます。貸人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりです。</p> <p>3筆で8,286㎡の農地を、令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間、熊本県農業公社が借り受ける計画となっています。</p> <p>貸人が高齢となり耕作ができなくなったことによる、本計画の申出となっています。</p> <p>申出箇所は、35ページになります。簡単ではございますが、説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
6番委員	はい。
議 長	はい、6番、金田一委員をお願いします。
6番委員	<p>議第17号、農用地利用集積計画の申出について、番号2番、3番について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず2番ですが、貸人、借人の住所、氏名は議案書21ページの記載のとおりです。</p> <p>申出の土地は、36ページの地図をご覧ください。</p> <p>地目は現況が樹園地。面積はAの農地が7,337㎡、Bの農地が7,957㎡で、合計15,294㎡となっています。</p>

	<p>始期・終期は令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間です。利用目的は果樹、利用権の種類は賃借権です。</p> <p>貸人は高齢で、貸先を探していたため、今回、農業公社への利用権設定となったものです。</p> <p>利用権設定後は21ページに記載のとおり、1筆ずつ2名の新規就農者に配分の予定です。</p> <p>次に3番ですが、貸人、借人の住所、氏名、土地の所在は議案書21ページの記載のとおりです。</p> <p>地目は畑が3筆。面積は合計で25,276㎡。</p> <p>地図は37ページです。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間です。</p> <p>利用目的は果樹、利用権の種類は使用賃借権です。</p> <p>借人は専業で、農業経営は以前から今回の申出の土地で、しらぬい、甘夏、パール柑、河内晩柑等の栽培を行っておりました。貸人は借人の奥さんのお母さんです。前回の利用権設定を継続しそびれていて、今回の新規申出となったものです。農業従事者は、借人1名ですが、草刈りや収穫など、人出の必要な作業は、シルバー人材センターに頼んでいるそうです。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>5番委員 (田畑和雄君)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、5番、田畑委員にお願いします。</p>
<p>5番委員</p>	<p>おはようございます。</p> <p>議第17号、農用地利用集積計画の申出について、21、22、23ページの番号4番から10番までを説明したいと思います。</p> <p>番号4、貸人、借人、土地の所在は議案書のとおりです。</p> <p>面積は1,444㎡。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までです、期間は5年、利用目的は果樹です。</p> <p>申請地は38ページになります。</p> <p>次に、番号5番、貸人、借人、土地の所在は議案書のとおりです。</p>

	<p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日、期間5年、利用目的は果樹、利用権の種類は賃借権です。</p> <p>借人は、あまり水産が良くないので、農業も頑張りたいということです。</p> <p>次に、番号6、貸人、借人、土地の所在等は議案書のとおりです。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和12年10月31日、期間は10年、利用目的は4筆が果樹で、2筆が野菜、利用権の種類は使用賃借権、従事者が2人。</p> <p>場所は39ページに載っております。</p> <p>次に、番号7、貸人、借人、土地の所在は議案書のとおりで、面積は4筆で6,161㎡。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和5年10月31日、期間3年、利用目的は果樹、デコポンです、使用賃借権です。</p> <p>場所は37ページに載っております。</p> <p>今のところ本人が一人で従事するそうです。</p> <p>次に、番号8、貸人、借人、土地の所在は議案書のとおりで、面積は1筆で936㎡。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日、期間5年、利用目的は玉葱、使用賃借権です。</p> <p>場所は40ページに載っております。</p> <p>次に、番号9、貸人、借人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。</p> <p>それと、10番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑、面積は427㎡。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日、期間5年、利用目的は玉葱、使用賃借権です。</p> <p>場所は40ページにあります。</p> <p>以上、審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
10番委員	はい。
議 長	10番、松本委員。
10番委員	<p>農用地利用集積計画の13番から18番までを説明いたします。</p> <p>13番、貸人、借人、土地の所在は記載のとおりで、3筆合わせて2,886㎡。</p> <p>始期・終期は、令和2年11月1日から令和5年10月31</p>

日までの3年間で、利用目的は玉葱です、利用権の種類は使用貸借権、借人は自作地も多く、手広く農業経営をしておられます。

場所は、38、42ページになります。

現地を見てきましたが、綺麗に耕されており、管理もしっかりしてありました。

14番を説明いたします。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳田、現況畑、面積が1,310㎡、始期・終期は13番と一緒に、使用貸借権であります。

場所は、42ページです。

14番までの説明は終わります。

15番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。先程、農地認定していただいた所であります。

始期・終期は令和2年11月1日から令和12年10月31日まで10年間、利用目的はお茶、利用権の種類は使用貸借権。

借人は同じ住所で、親子です。

借人は、現在7ha以上のお茶園を経営されており、下限面積も問題はないと思われまます。

続きまして、16、17、18番を借人が一緒ですのでまとめて説明いたします。

16番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに田です、面積が2,013㎡。

始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間、利用目的は玉葱で、使用貸借権です。

場所は43ページになります。

続きまして、17番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況ともに田です。面積が2,120㎡。

始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間、利用目的は玉葱。使用貸借権。

続きまして、18番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑で、面積は846㎡になります。

始期・終期は一緒に、5年間、利用目的は玉葱です。

借人は、現在は水稻、玉葱、カボチャ、里芋など手広く栽培されており、今回規模を拡大したいということでもあります。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

9 番委員 (廣島康雄君)	はい。
議 長	はい、9 番、廣島委員にお願いします。
9 番委員	<p>農用地利用集積計画の 1 1、1 2 番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>1 1 番、1 2 番の貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>1 1 番と 1 2 番の始期・終期は令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日の 5 年でございます。</p> <p>利用目的は玉葱でございます。1 1 番、1 2 番ともに利用権の種類は賃借権でございます。</p> <p>借人は大変広く経営されております。</p> <p>1 1 番の所在が、4 1 ページでございます。</p> <p>1 2 番は、先程事務局から説明がありました場所でございます。</p> <p>従いまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
1 3 番委員	はい。
議 長	はい、1 3 番、戸次委員にお願いします。
1 3 番委員	<p>それでは、1 9、2 0 番を説明いたします。</p> <p>1 9 番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は、台帳、現況ともに畑です、面積は 3 9 4 m²、他 1 筆で 2 筆合計の 7 5 6 m²。</p> <p>始期・終期は令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 0 月 3 1 日の 1 0 年間です、利用目的は野菜です、使用賃借権です。現地は 4 5 ページに載っております。</p> <p>2 0 番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑です、面積が 6, 5 5 1 の内 2, 8 3 7 m²、他 1 筆で 2 筆合計 3, 8 3 9 m²です。</p> <p>始期・終期は令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 0 月 3 1 日、期間は 1 0 年、利用目的は里芋、賃借権です。</p> <p>場所は 4 5 ページにあります。</p> <p>場所は良い所です。一つ問題は、猪対策または鹿対策に悩まされていて、何を作ればいいのかわからないような状況だけど、</p>

	<p>なんとかかしてみろということ、現地を確認に行ったらちょうど里芋の収穫、選別をしておられ、それなりに頑張っておられるようです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議のほどよろしくお願ひします。</p>
14番委員	はい。
議長	はい、14番、元村委員にお願いします。
14番委員	<p>それでは、利用権の新規設定について、説明申し上げます。21番から56番までです。長くなりますがよろしくお願ひします。</p> <p>21番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑です。面積が495㎡。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までで期間は5年。利用目的は玉葱。使用貸借権です。借人は玉葱を重点に作っておられます。場所は、46ページにあります。</p> <p>続きまして、22番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑。面積は2筆合計25,262㎡です。始期・終期は21番と同じです。利用目的は果樹。ここは甘夏とデコポンが栽培されております。使用貸借権。借人の奥さんの弟が貸人です。身内で貸し借りをしたこととございます。場所は46ページにあります。</p> <p>次に、23番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに田です。面積は2筆合計425㎡。始期・終期は22番と同じです。利用目的は玉葱です。使用貸借権。場所は47ページにあります。ここで玉葱を作られております。次にいきます。</p> <p>24番から29番までは、同じ借人ですので併せて説明します。</p> <p>24番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑です。面積が851㎡。始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までで、期間は5年です。利用目的は玉葱。使用貸借権。場所は47ページに載っております。</p>

借人は同じですので、29番まで一括で説明申し上げます。

25番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積は2筆合計1,605㎡。

場所は47ページに載っております。

26番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積は2筆合計で753㎡です。

場所は48ページに載っております。

27番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりで5筆。面積は5筆合計4,155㎡です。始期・終期は前と同じです。

28番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積は3筆合計1,433㎡です。

場所は49ページに載っております。

29番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。面積が1,234㎡です。

借人は、みかんと玉葱を重点に作っておられます。

次にいきます。

30番から36番まで、借人が同じですので一括して説明をします。

30番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積が387㎡。

場所は47ページに載っております。

31番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに田。面積は1,235㎡です。

32番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑。面積が2,224㎡。

場所は、53ページに載っております。

33番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積は2筆合計864㎡。地目はどちらも畑です。

場所は48ページに載っております。

34番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。面積が579㎡です。

35番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。面積は395㎡。

場所は48ページに載っております。

36番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑です。面積は730㎡。

場所は50ページに載っております。

始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間。利用目的は玉葱です。使用貸借権です。

借人は米と玉葱を作っておられます。現在、一生懸命やっておられます。

次にいきます。

37番、38番は、同じ借人ですので併せて説明します。

37番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田。

38番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田です。面積は4筆合計1,647㎡。

始期・終期については、37、38番とも令和2年11月1日から令和7年10月31日までです。期間は5年。

利用目的は、37番については玉葱です。使用貸借権です。

38番については1筆だけが、水稻ということで、後は玉葱です。使用貸借権です。

借人は先程、現況農地認定に出た方でございます。この人も玉葱と米を作っておられます。まだ若くて元気がいい方ですので、一生懸命やっておられます。

次にいきます。

39番から42番まで同じ借人ですので一括して説明します。

39番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田。面積は2筆合計1,294㎡。

40番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田です。面積が443㎡。

39番、40番の場所は47ページに載っております。

41番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑。面積は398㎡の内364㎡。

42番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑。面積は967㎡の内885㎡です。

期間は40番が3年、42番が10年、残りは5年となっております。

利用目的は玉葱です。使用貸借権です。

借人は米と玉葱を作っておられます。現在、働いておられますが、もうすぐ退職ということで、頑張っておられます。

次に、43番と44番です。

43番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田。もう一筆が畑です。

始期・終期が令和2年11月1日から令和12年10月31日までの期間10年。ここは水稻と野菜です。

44番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑で、1,083㎡です。

始期・終期は令和2年11月1日から令和12年10月31日までで10年間。利用目的は野菜です。玉葱になります。

両方とも使用貸借権です。

場所は47、48、50ページに載っております。

次にいきます。45番と46番です。

45番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田です。面積が1,517㎡。

46番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田。面積が422㎡。

始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までで期間は5年。利用目的は玉葱です。使用貸借権です。

借人は高齢であります、息子さんが帰って来られて、頑張っておられます。

場所は47ページを参照ください。

次にいきます。47番から49番までです。

47番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田。面積が206㎡。

48番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積が2筆合計1,455㎡。

49番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田。面積は1,818㎡です。

始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までで期間は5年。利用目的は水稻と玉葱です。使用貸借権。

借人は仕事を退職されて、現在、玉葱作りに専業されております。

場所は51、54ページに載っています。

50番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも田です。1722番以下は畑で、面積は11筆合計7,426㎡。

始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日まで。利用目的は玉葱と水稻です。使用貸借権。

借人と貸人は親子です。貸人は借人の長女を奥さんにもらわれて、養子という形でその名義になっております。

場所は、52、54ページです。

次に、51番から56番まで説明します。

51番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積が386㎡。

場所は54ページにあります。

52番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも田。面積が495㎡。

場所は54ページに載っております。

53番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。面積は2筆合計で1,271㎡。

54番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は畑。面積は399㎡。

55番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況とも畑。面積は229㎡。

56番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目は畑です。面積は706㎡。

場所は50ページに載っております。

始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日までで期間5年。利用目的は玉葱。使用貸借権です。

借人は親子で、お仕事をされております。

以上、早口で説明申し上げましたが、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	はい、お疲れ様でした。 担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は ございませんか。
2 1 番委員 (安田昌一君)	はい。
議 長	はい、2 1 番，安田委員。
2 1 番委員	素人でわからないので教えていただきたいんですが、地目が 田になっている所で、借りられる方が玉葱を作られるという利 用目的なんですが、田んぼで稲作はされないのでしょうか。玉 葱だけ書いてあるのが結構あったもんですから。
議 長	1 4 番，元村委員。
1 4 番委員	この地域ではですね、玉葱だけを作るために田を借りられる 方もおられます。米を作られる方もおられて、裏作に玉葱とい う方もおられますが、借りられる方のほとんどは玉葱が主で、 米は作らないという形です。そういうことです。
議 長	他にありませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 1 7 号，農用地利 用集積計画の申出についての 1 番から 5 6 番までについては、 承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 1 7 号，農用地利用集積計 画の申出についての 1 番から 5 6 番までについては、農業経営 基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております ので、承認することに決定いたします。 次に、5 7 番から 5 9 番までを審議いたします。 なお、借人である元村委員は、農業委員会等に関する法律第

	31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、元村委員の退場をお願いします。
	(元村委員退場)
議 長	関係委員の説明をお願いします。
5 番委員	はい。
議 長	はい、5 番，田畑委員をお願いします。
5 番委員	<p>高齢者で倒れやせんかと心配しておりましたが、無事に終わりました。来月は私が、ガバッと出します。</p> <p>農用地利用集積計画の新規について、57から59番までを説明します。</p> <p>57番。貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。3件併せて説明したいと思います。</p> <p>58番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>59番。貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>57番の地目は台帳、現況とも畑。面積605㎡。3筆合わせて3,139㎡。</p> <p>始期・終期は、令和2年11月1日から令和7年10月31日。期間5年。利用目的は玉葱、水稻。利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>次に、58番の地目は台帳、現況とも田。面積は2筆合わせて1,910㎡。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日。期間5年。利用目的は水稻。利用権の種類は使用貸借権。</p> <p>次に、59番の地目は台帳、現況とも田。面積230㎡。もう1筆が地目は台帳、現況とも畑。面積は2筆合わせて728㎡。</p> <p>始期・終期は令和2年11月1日から令和7年10月31日。期間5年。利用目的は玉葱。利用権の種類は使用貸借権。</p> <p>57番の場所は、47ページに載っております。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>これで説明を終わります。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、 ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第17号、農用地利 用集積計画の申出についての57番から59番までについて は、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第17号、農用地利用集積計 画の申出についての57番から59番までについては、農業経 営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております ので、承認することに決定いたします。 元村委員の入場を認めます。
	(元村委員入場)
議 長	これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、 第4回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 大変、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員